売店への支援などを行っている。一方、インディーズは、CD の配送では宅配等を利用するかレコード販売店に直接持ち込んで販売を委託するといった方法を取っている。

■音楽ソフト会社と小売店間の在庫情報のやり取りは、従来は電話や FAX で行うのが主流だった。しかし、2002 年 4 月からソニー・ミュージックエンタテインメント、エイベックス、東芝 EMI が販売・在庫情報をシステム化する予定である。小売店の POS で把握した販売・在庫データを電話回線で集約することで、各メーカーは全国の販売データを分析して各店舗に商品別の販売予約データを送信できる。このシステムで販売動向をメーカーと小売店がリアルタイムで把握できるようになり、返品や在庫の削減が見込まれる。

■ 消費者が、インターネットを利用した通信販売で音楽ソフトを入手する形式も増加している。HMV は、CD をインターネット経由の注文から 2 時間で出荷できるよう、ネット通販システムと物流体制を刷新している。

■ NTT コミュニケーションズは 2000 年 12 月よりリアルタイム音楽モニタリングシステム「メロディクエスト」のサービスを開始した。このサービスを利用すると、ラジオ番組等で放送した音楽ソフトを自動的にインターネットのホームページへ一覧表示することができる。これにより消費者が放送された音楽ソフトを後から確認できるため、放送された音楽ソフトの販売促進につながると考えられる。

ノンパッケージ配信について

○ノンパッケージ配信には、店頭端末に配信する形式と家庭のパソコンや携帯端末に配信する形式がある。また配信形態は、ダウンロード配信とストリーミング配信に分かれる。

○店頭端末に配信するケースでは、配信事業者が端末をコンビニエンスストアなど利用客が多い場所に設置し、専用線や衛星通信を利用して各端末に配信する。消費者は、来店して端末から MD などに楽曲をダウンロードして購入する。

○家庭や携帯端末に配信するケースでは、配信事業者がインターネット上にサイトを設け、消費者からのアクセスに応じて配信を行う。

○音楽配信関連サイトの数は、2000 年秋には 110 サイトを越えている。大手の 5 大レーベルも 2000 年末から 2001 年初頭にかけて参入し、現在はサービス内容も多彩となった。アーティスト情報や歌詞ノートなど利用者にとって魅力的なコンテンツ

を用意するサイトも多い。

○携帯音楽プレーヤーには、カセット、CD、MD がある。ノンパッケージ配信における再生機器としては、次世代民生用小型メモリー搭載 AV 機器が期待されていたが、従来までは互換性と価格の面で普及が阻害されていた。しかし、記録メディアの価格の低下で徐々に障壁がなくなってきている。今後は記録メディアのデファクトスタンダードを狙った競争が激化していくと見られる。

－記録メディアの種類－

メディア	最大容量(今後)	対応圧縮方式
スマートメディア	64MB(128MB)	MP3、TwinVQ、WMA
マルチメディアカード（MMC）	64MB	MP3、AAC
マジックゲートメモリースティック	64MB(1GB)	ATRAC3
ＳＤメモリーカード	64MB(1GB)	MP3、AAC

ＤＥＳ戦略マーケティング研究所「Broadband Media Industry」より作成

○ノンパッケージ配信のファイル形式では、音楽データ形式音声圧縮技術である MP3（MPEG1 Audio Layer 3）が、開発後にソフトが無料で配布されるなどの理由で急速に普及し、スタンダードとなっている。しかし、違法コピーを防止する著作権保護機能が備えられていなかったため、違法コピーが増加するという問題が発生した。

○ノンパッケージ配信による音楽ソフトの 1 曲あたりの販売価格は、CD 販売と比べて低い。また廃盤や稀少版の復刻も可能なので、消費者へのメリットも生まれている。

○ノンパッケージ配信は、流通経路を省く点から低コストで運営できると期待されたが、印税、サーバー代、圧縮技術やコピー対策などのライセンス費用、コールセンター業務などのコストがかかる。このため既存のパッケージ商品を嚇かすまでには至らないとの見方もある。

○ノンパッケージ配信は、レコード店での試聴サービスの普及にも貢献している。歌詞からも検索できるネットワーク配信型の試聴サービスが CD 売上の増大につながるため、日本レコード協会を中心に楽曲データベースの整備が図られ、端末の販売店への設置が進められている。

■ ツタヤオンラインはインターネット上で無料試聴できる楽曲数を 2001 年末で 40 万曲程度に増やした。また、エイベックスは 1000 曲を超える楽曲を携帯電話で試聴可能にしている。

■ 携帯電話への配信では NTT ドコモと松下通信工業が PHS を使った音楽配信実験サービスを行っている。IMT-2000 方式の携帯電話でもサービス展開予定である。

音楽ソフト業界構造(平成１２年）

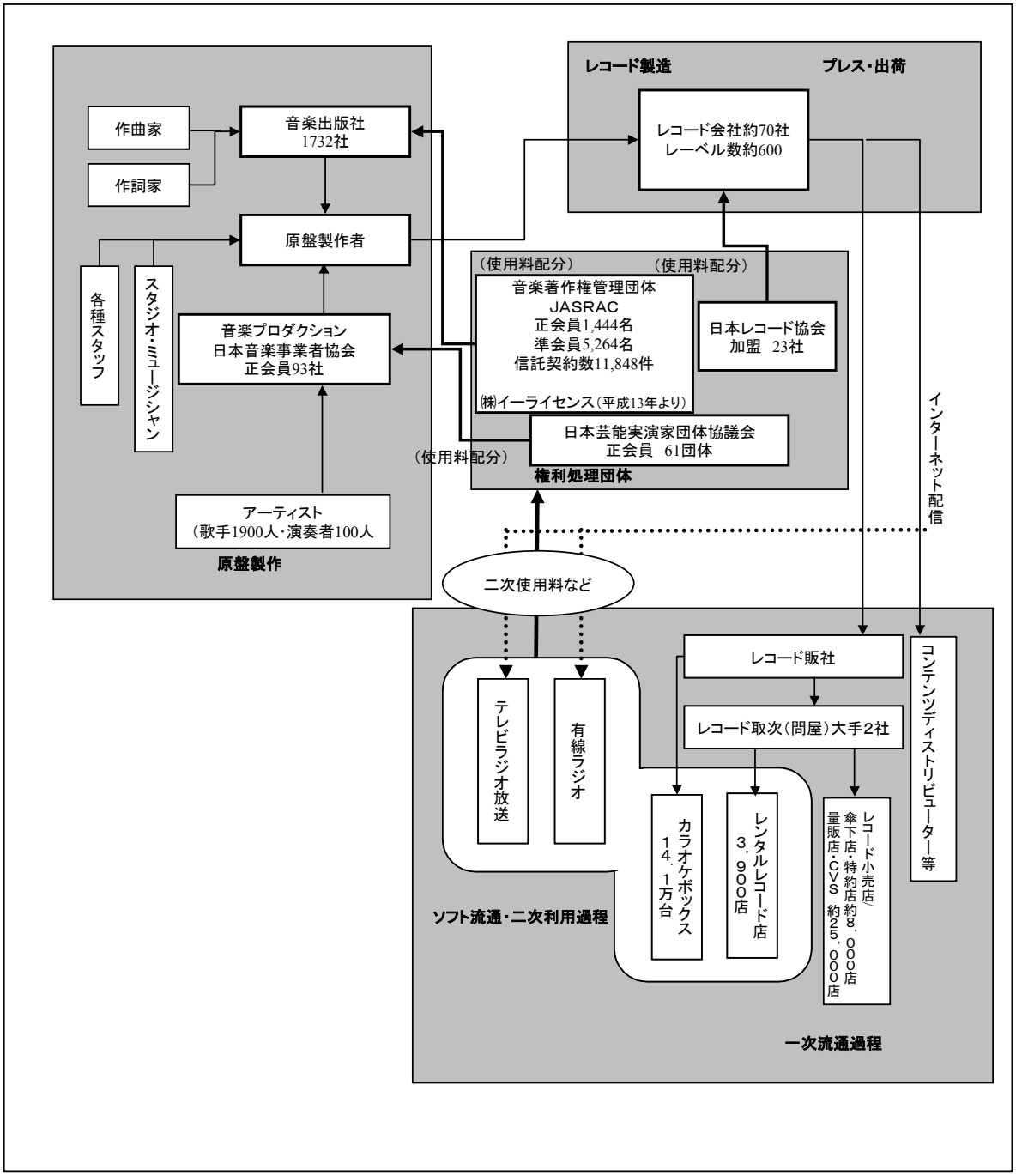

音楽権利処理について

○音楽ソフトは、多くのメディアでソフト素材として利用されるため、権利ビジネスとしての性格が極めて強い。したがって、権利処理システムが発達しており、権利処理団体が保護される権利ごとに組織されている。

○インターネットにおける音楽ソフトの流通では違法コピーの問題がある。ピア・ツー・ピアという技術は利用者同士が PC 内に保有する公開しても良いデータを直接検索して交換するものであり、違法コピーが起こる可能性が高い。ピア・ツー・ピアには、中央サーバーを持つナップスターのようなタイプとサーバーを持たずに PDA 端末や PC 端末同士がネットワークを形成するグヌーテラのようなタイプがある。特にサーバー等の運営主体を持たない後者における著作権侵害への対策が必要とされている。

○1998 年 12 月、全米レコード協会はこうした違法コピーから楽曲の著作権を保護する（すなわちコピー回数を制限する）方法を研究する SDMI(Secure Digital Music Initiative)を組織した。世界から 170 を超える企業や団体が参加し、日本からは 20 数社が参加した。現段階ではダウンロードされた楽曲の PC とポータブル端末間でのコピー回数の制限に留まるが、将来は販売される CD や DVD などのコンテンツ自体にコピー許諾回数などを埋め込み、違法なアップロードを遮断するものへと移行する予定である。

○著作権保護に関しては、制度面と技術面の両面からの解決が必要である。技術面に関しては著作権保護機能付きメモリーカードや音響指紋技術を使った楽曲遮断フィルター等の普及が考えられる。

音楽権利処理の流れ

○著作権管理事業法が 2000 年 11 月に成立し 2001 年 10 月から施行されている。これに基づき、(社)日本音楽著作権協会に加えて（株）イーライセンス等が著作権管理事業を展開し、作詞、作曲家などの著作権者やレコード会社等の著作隣接権者に代わって第三者が著作物の使用料を徴収している。

○(社)日本音楽著作権協会（JASRAC）の使用件許諾額は 2000 年度に前年度比 7.4％増の 1063 億円であり、音楽そのものへの需要が伸びているといえる。

○(社)日本芸能実演家団体協議会は、音楽演奏者の権利を保護し、放送やレンタルで使用された音楽の使用料を演奏者に配分している。

○ (社)日本レコード協会は、レコードの放送、貸与における使用料を徴収しレコード会社に配分している。

音楽著作権管理事業者周辺の権利関係

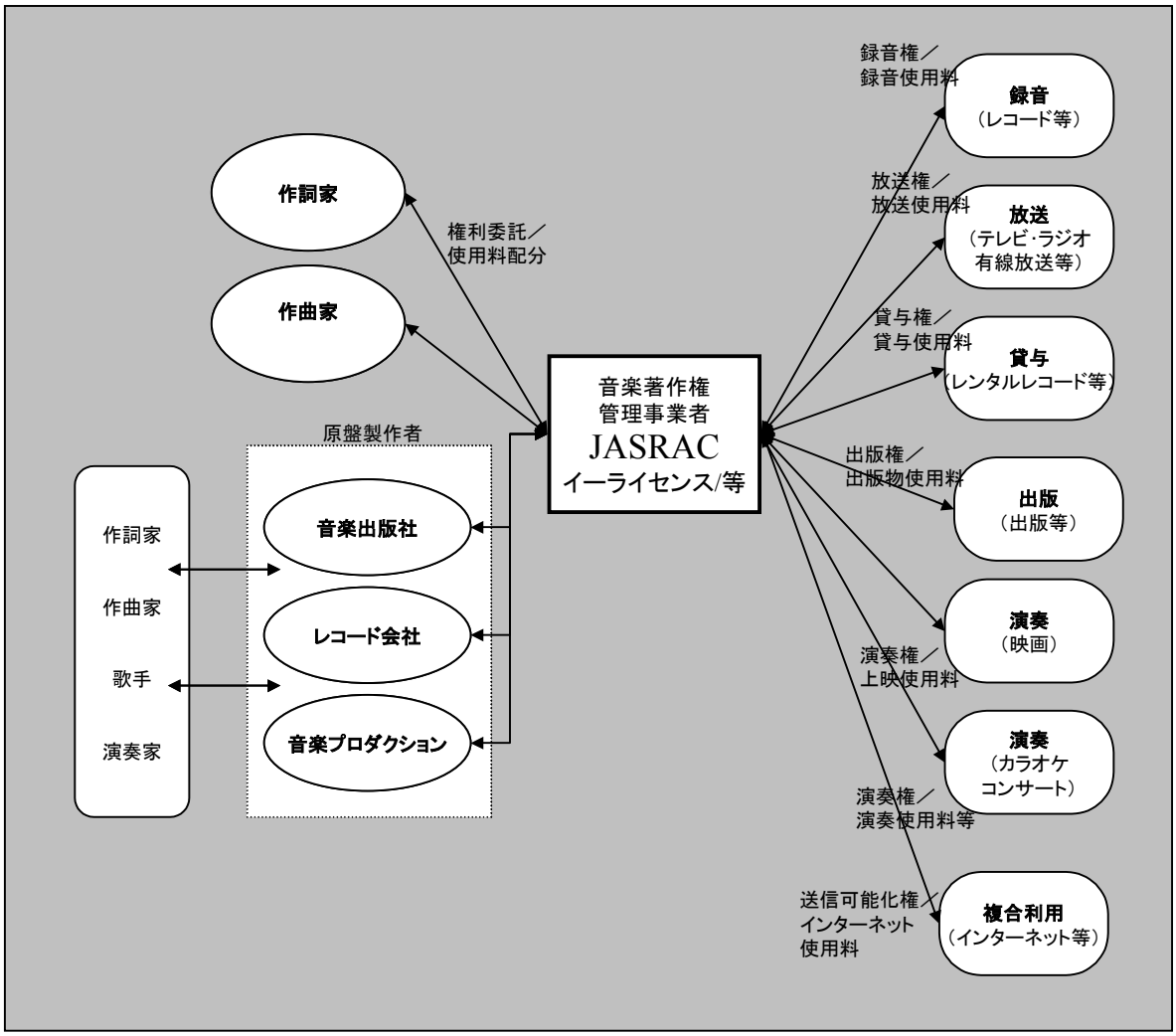

(社)日本芸能実演家団体協議会周辺の権利関係

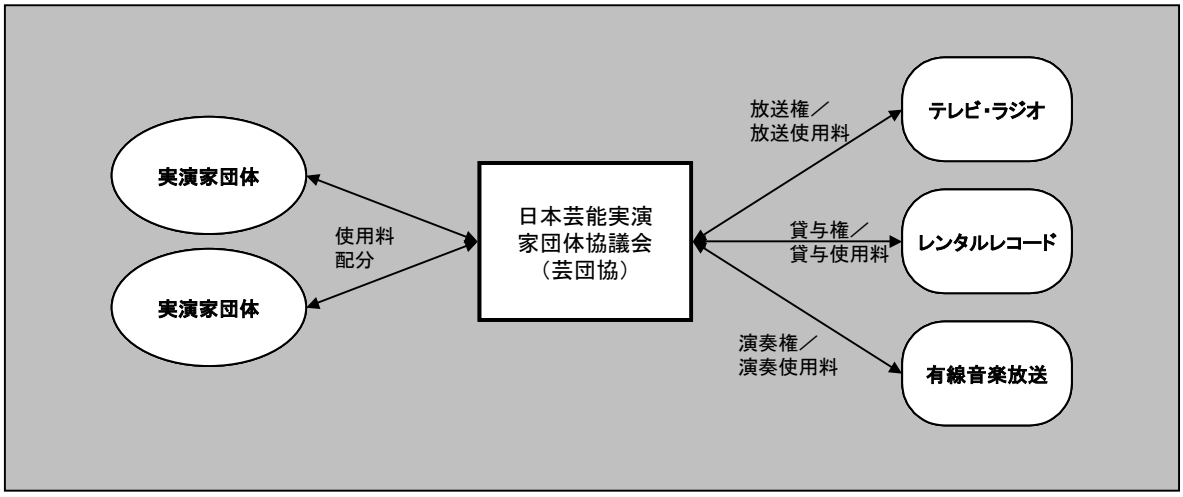
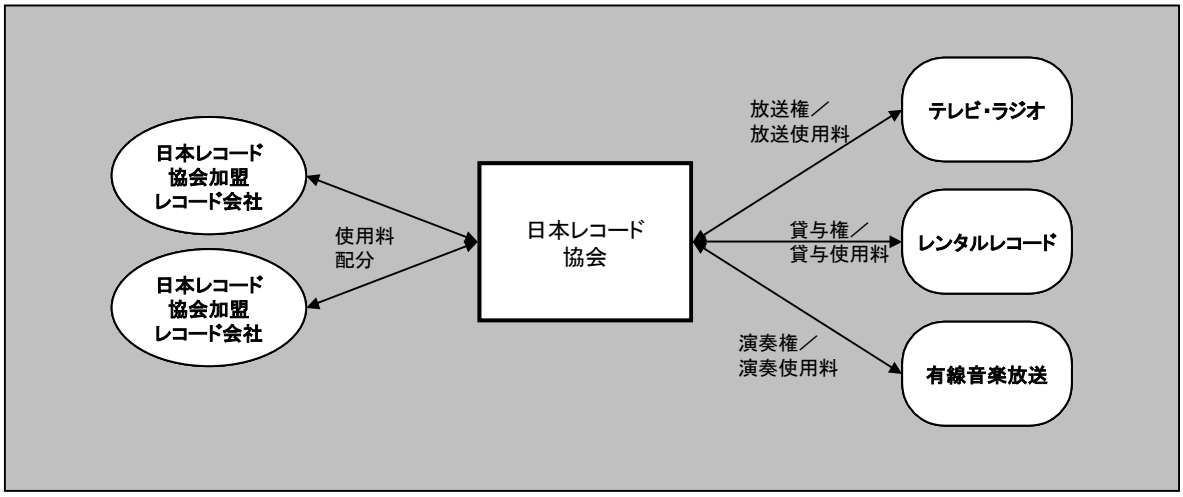
(社)日本レコード協会周辺の権利関係